第一商業銀行東京支店

2021年1月14日

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ た当行の取組について

近年、組織犯罪やテロ活動等の脅威が拡大する中、日本を含む国際社会は、協調して、それらの防止・撲滅に取り組んでいます。その一環として、金融機関においては関係省庁等と連携し、犯罪者やテロリスト等につながる資金の流れを断つこと、すなわちマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための管理態勢を強化し、健全な金融システムを維持することに努めています。

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「金融庁ガイドライン」といいます。)を踏まえ、弊行ではお客さまとのお取引の内容、状況等に応じ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)等で確認が求められている事項に加え、お取引目的やお取引内容等について書面等により確認させていただく場合があります。 お客さまにはお手数をおかけすることとなりますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

お客様へのお願い事項

- * 追加のご確認をさせていただくお取引や、確認方法、確認内容は金融庁及び全国銀行協会の 規定により行う。
- * 追加のご確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合があります。
- * 特定の国に居住・所在している方等とお取引等をされる場合は、資産・収入の状況等を確認 させていただくことがあり、その際に、従来とは異なる資料のご提示や質問へのご回答をお 願いする場合があります。
- * お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいた、お客さまの 氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、銀行の窓口や郵便等により再度ご確認させて いただく場合や、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
- * 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、ご回答の状況やお取引の内容にも とづき、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また、既にお取 引のあるお客さまにおかれましても、ご回答の状況やお取引の内容および預金規定等にもと づき、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。
- * 他人に利用させるための口座開設や開設した口座の譲渡は禁止されています 他人に利用させるために口座を開設することは、刑事罰の対象となる場合もございます。また、口座開設後に預金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただいたり、解約させていただくこともございます。
- * 当行の普通預金規定までご参考ください。